



NPO 法人 心の SOS サポートネット  
〒640-0334 和歌山市冬野 1045 番地  
メール: info@cocosapo.net <http://cocosapo.net/>  
連絡は原則電子メールでお願いします。

次回「わかつく」は 4 月 24 日付の予定です

## 逆境に負けず、団体の想いを伝えつづけるということ

NPO 法人心の SOS サポートネットは、自ら命を絶とうとする方を救う人（ゲートキーパー）を地域で育成している団体です。年間を通して、様々な育成講座等を開催してきました。しかし、今般の新型コロナウイルス感染症の蔓延により、活動の自粛を検討しなければならない局面に立たされました。そこで取り組んだことは…？



通常の講座と同じように講師が話し、その様子をビデオ録画します。



録画した動画ファイルをカメラから取り出し、パソコンに移動します。



動画サイトにアップロードし、事前申込者に対して公開。

**思わぬ事態の発生**  
当初 NPO では 50 名ほどの方が参加できる「大規模災害発生時のメンタルヘルス」を学ぶ講座を企画していましたが、災害が起こると、被災者だけでなく支援者も含め、メンタルヘルスの重要性が増すといわれています。万が一の災害にそなえ、この講座を企画していたそうです。

事業を企画した頃は新型コロナウイルスの感染源がほぼ特定され、一定の安全が確保できると社会的にも認識されていきました。しかし徐々に他府県での感染拡大、学校の休校やイベント等の自粛要請が開始されたことから、事業を実施するか、中止するかを判断する必要がでてきたそうです。

しかし、参加希望者からは是非実施してほしいとの要望があったこと、何よりも災害に備えたメンタルヘルスの重要性は、今回の感染症による社会不安に対しても通じることから、別の形であっても伝える必要があると考えました。

講座を開催する予定だった時間に関係者だけが会場に集まり、カメラで講座を録画、動画は YouTube にアップロードし、受講申込者に対して視聴用の URL をメールで送信し、3月16日から23日の期間内に視聴してもらいました。

インターネットで受講できるということもあり、県外からの参加申込も多く、定員を超える申込みにも対応することができました。また、



SNS のビデオ通話機能を活用し、約 20 名を対象に学習会を実施。

「参加予定の方からの開催の要望が多かったのは、なんとか大切な方を助けたいと思っている方が多かったからではないか」と NPO 代表の東睦広さん（日本赤十字社和歌山医療センター精神科部長）は考えています。今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、ボランティアや NPO の活動をはじめ、世の中の様々な行動に制限がでてきましたが、思いに応えながら、また様々な工夫をしながら活動を諦めない力強さを感じました。（U・Y）

近年、大規模災害の発生が多くなっています。今回の感染症も災害のひとつと考えることができます。今回の災害メンタルヘルス講座の参加者の条件として『災害時に家族や大切な方を心の不調から守りたい方』としていました。また、

「参加予定の方からの開催の要望が多かったのは、なんとか大切な方を助けたいと思っている方が多かったからではないか」と NPO 代表の東睦広さん（日本赤十字社和歌山医療センター精神科部長）は考えています。今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、ボランティアや NPO の活動をはじめ、世の中の様々な行動に制限がでてきましたが、思いに応えながら、また様々な工夫をしながら活動を諦めない力強さを感じました。（U・Y）

また、地方分権の流れから、NPO 法人の所轄庁を市町村に委譲する流れもこの頃から加速し、現在では、ほとんどの市町村が NPO 法人を所管する権限移譲を受けているという府県もあります。和歌山県では条件が整わず、NPO 法人の所管に関する権限移譲は行われていませんし、独自の NPO 法人認証基準・認定基準も設けられておらず、法律の本則を維持することとなっていますが、今後その必要性が高まれば、和歌山県独自の NPO 法人設立の基準が設けられるようなこともあるかもしれません。

法人は原則として都道府県が所管することとなりました。ただし、複数の都道府県に事務所を置く NPO 法人の場合は内閣府が担当することとなり、内閣府と各都道府県のあわせて 48 の所轄庁が設けられました。

その後、NPO 法人への寄附が優遇税制の対象となる認定 NPO 法人制度が創設されます。税制に関することから、認定については NPO 法に記載されているものの、優遇税制の適用認定は国税庁が担当することとなり、ひとつの法律ながら担当する省庁が 2 つにまたがることとなりました。内閣府と国税庁との連絡・調整は日々行われていたとは思われますが、やはり複数の省庁にまたがることによる弊害も指摘されるようになりました。

NPO 法は運用状況をみながら 3 年に 1 回を目処に改正が行われています。法改正とともに NPO 法人の活動分野が広がったり、必要な書類が変わったり、といった改正は行われてきましたが、2012 年の改正は特に大規模なものとなりました。

前年の 2011 年には東日本大震災が発生。全国各地で被災地への寄附をおこなう動きが活発になりました。そこで寄附金税制の抜本的な改正がおこなわれることになりました。ここに NPO 法改正のタイミング

【自治体の条例による認定 NPO 法人の認定基準の例】  
NPO 法で定められた要件のほか、独自に要件を設定している自治体がいくつかある。

●鳥取県  
①鳥取県内に事務所を有し、県民に対して利益をもたらしていることが確認できる、②鳥取県「将来ビジョン」に示された 6 分野のうちいずれかの活動を、地縁団体や行政機関と連携しておこなったこと、③年間 1,000 円以上の寄附を年平均 50 名以上から受け入れた、④年平均 50 人以上のボランティアが活動した、のうち、①・②・③もしくは①・②・④の条件を満たす場合、寄附金税制の対象となりうる。

●名古屋市  
①寄附者数が年平均 50 人以上かつ寄附総額が年平均 15 万円以上、②ボランティアが年平均 50 名以上かつ年平均 300 時間以上活動おこなう、のいずれかの条件を満たし、名古屋市内に事務所を設けて継続的に活動することが認められる場合、寄附金税制の対象となりうる。

●奈良市  
①年間 3,000 円以上の寄附者数が年平均 50 人以上であること、②ボランティアが年平均 100 名以上活動もしくは年 1 回以上自治体等との連携・協働の実績があると寄附金税制の対象となりうる。



### 第 15 回 NPO とは？⑮

NPO 法人制度を所管している国の省庁は内閣府です。現在は内閣府「共助社会づくり推進担当」が担当しています。

しかし、NPO 法人の設立や定款変更などの認証、事業報告書や役員変更等の受付などは各都道府県・政令指定都市がおこなっており「所轄庁」とよばれています。

特定非営利活動促進法（NPO 法）は 1998 年 12 月に施行されましたが、当時の国会を構成していたすべての政党が参加した超党派議員連盟（現在も多くの政党が参加した議員連盟が存続しています）と、全国各地で NPO・ボランティア活動に携わっていた多くのメンバーが手を携える形で法律の立案をおこなった、非常に画期的な法律といわれています。

法律施行当時から地域に根ざした多様な市民公益活動を応援しようという趣旨であったことから、NPO